

現代ポーランドにおける

政教分離と国家及び教会の共同活動

アントニ・コシチ

目 次

はじめに

一 良心及び信教の自由権

二 政教分離と国家及び教会の共同活動について

三 キリスト教とマルクス主義との対話

はじめに

第二次大戦後のポーランドにおいて社会的、政治的な変遷を経て社会主義国家、ポーランド人民共和国が創立された。この新しく創立されたポーランド人民共和国は、イデオロギー的に中立なものではなく、初めからマルクス主義を標榜する国家であると宣言され、ポーランド史上において最初に社会主義的国家の概念を具体化すると考えられた。共産党は、意図的に社会を教会から切り離した。一九二五年に定められた政教条約は一九四五年に廃止されたが、ポーランド人民共和国の新憲法が一九五二年に採択されたことから、政教分離が実現されることとなった。人民

民主主義という概念は、国民にある程度の信教の自由というものを保障しているし、政教分離はポーランドの全国民に完全な良心と信教の自由を保障するはずであったが、共産党だけで国家権力を独占しているため、信教の自由は国民の私的なものだけとなった。

一 良心及び信教の自由権

ポーランド人民共和国憲法は、全国民に良心及び信教の自由を保障し、その具体的な原則を規定している。ポーランド人民共和国の国民は、信仰に拘らず、国家的、政治的、経済的、社会的及び文化的な生活の全ての分野において平等の権利を有している。信教の違いによって、何らかの直接的、または間接的な特権を設けたり、権利を制限することによって、この原則を破ることは刑罰の対象となるし、信教の違いに基いて、憎悪、または蔑視を拡大し、不和を引き起こしたり、または他人を侮辱したりすることは禁止されている。そして、国民に宗教的な活動、または儀式に参加することや、または参加しないことを強制してはならない。教会（ローマ・カトリック教会）とその他の宗教団体は、その宗教活動を自由に行なうことができる。教会は国家から分離され、国家と教会との関係の原則と宗教団体の法的及び財産上の地位は、法律によって定められている。一九四九年八月五日に採択された良心及び信教の自由に関する法令は、ポーランド人民共和国憲法における良心及び信教の自由の理解に多大な影響を与えた。そして、この法令の規定は、一九五二年憲法に導入されたし、法に基づく良心及び信教の自由についての保障は、一九六九年四月一九日に採択された刑法典が主役を演じた。刑法典は、後述の様な良心及び信教の自由に反した犯行が行なわれた時のために存在している。即ち、信仰の有無によって、国民の権利を制限した場合には、五年以下の自由刑に処せられる（刑法典第一九二条）。信仰の有無に基づいて、民族、または個人に対して公然と不敬的行為を為した者は、三年以下の自由刑に処せられる（刑法典第一九三条第一項）。宗教的な活動、または儀式を挙げる場合に、ポーランド人民

共和国の不利になる良心及び信教の自由を悪用した者は、十年以下の自由刑に処せられる（刑法典第一九四条）。他人の敬虔な宗教心、または他人の宗教的な軽信の悪用によって、他人を困惑させ、または公の秩序を混乱させた者は、六月以上五年以下の自由刑に処せられる（刑法典第一九五条）。宗教的な活動、または儀式への参加、不参加を他人に強制した者は、五年以下の自由刑に処せられる（刑法典第一九七条）。他人の宗教的な感情を害した者、または公然と宗教的な礼拝の対象、並びに宗教的儀式の場に対して非礼な行為をした者は、二年以下の自由刑、または罰金に処せられる（刑法典第一九八条）。宗教的な立場からマス・コミを利用して、社会を混乱させようとする者は、一年以上十年以下の自由刑に処せられる（刑法典第二七三条）。一九六三年四月二十三日に制定された民法典（第二十三條、第二十四條）もまた、全ての国民に良心及び信教の自由を保障しているし、刑法的な保障と関わりなく、良心及び信教の自由が人間の福祉のための要素として保障している。第三者の行為によって、良心及び信教の自由を侵害された者は、民事訴訟法によって、第三者の不法行為を停止すべき旨の請求権が認められている。法律では理論的に全ての国民に対して良心及び信教の自由権を保障しているが、実際には、この自由権を現実のものとして獲得するために、国民は日々闘っていかねばならない。

二 政教分離と国家及び教会の共同活動について

ポーランド人民共和国におけるひとつの具体的な信教の自由権の問題として、政教分離と国家及び教会の共同活動の現象があげられる。そして、この政教分離の根柢には、ある程度まで宗教的な自由の必要性が認められる。他方において、この政教分離には、教会に対して敵対的な態度が存在し、マルクス主義は社会を教会の影響から解放したと言われている。教会は、国家から公法上の独立した団体であると承認されなかったため、私法上の団体の地位に下がったというのが、この政教分離の特徴である。この事について、ポーランド人民共和国憲法は、「教会は国家から分

離される。国家の教会に対する関係の原則ならびに宗教団体の法的及び財産上の地位は、法律によって定められる」(第八二条第二項)と定めているが、実際には、法人としてのカトリック教会の立法上の立場については、今日までも定められてこなかった。しかし、一九五六年の最高裁判所の判決によってローマ・カトリック教会は、民法上の法人であると定められた(OSNCP2CP21/1956)し、一九六三年には最高裁判所によって初めてローマ・カトリック教会(Parochia)、教区、教区神学院の法人としての地位が、判決されたと述べられている(OSNC4C011/1962とICR223/1963)。そして、教会(Parochia)、教区神学院、修道会、修道会管区、及び修道会に所属する神学院は、一九七一年八月十三日の教務省の法令によって法人の地位であると定められた(M. N 1971. No. 44. POS. 284 條 1項, P. 1)⁽³⁾。

ポーランドを戦争の廃墟の中から再建させていくためにマルクス主義国家は政教分離の思想を持って取りかかったが、この再建には教会の助力を必要とした。この新しいマルクス主義国家は、ポーランドにおいて国家権力を確立し、その正当性を国民から獲得するために教会の権威を承認しなければならなかった。戦後におけるポーランドは、国境の移動によって宗教的に統一されたこの国境の移動によってポーランド国民の殆どが、カトリック信徒だけとなった。この現象によってカトリック教会の社会的地位は当然として高まることとなったが、ポーランドは西部地域を取り戻したために国家と教会には、新しく重要な目的が生まれた。それはポーランド国家の領土にこの新しい領土を統一していく上で政治的立場と宗教的な前提から活動していかなければならないということであった。この様に教会は、この歴史のパラドックスによって国家から援助を受けることとなったが、ポーランドにおける教会の社会的な地位を強化する要素としては、これは完全なものではなかった。マルクス主義国家は教会の所有する不動産を土地改革による没収によって教会を弱体化させたが、この措置によって逆にカトリック教会の社会的信頼を高く引き上げることになったし、教会に敵対していた共産主義がよく宣伝に利用した階級の憎悪に対する議論は、この土地改革によ

って効力を失った。カトリック教会の社会的信頼が強まった原因は、ポーランド司教団の社会的地位を弱体化させようとした全ての措置が、正反対の結果をもたらしたためであつた。一九四五年の教皇庁との外交上の断絶と、一九四七年に法律上に基づいた野党の活動の禁止によつて、ポーランド司教団は、野党に代り政府に対する抵抗力と今迄もつことのなかつた社会的権力を国民から受けることになつた。そのため国民の重要な問題を司教団は、屢々、全ての国民の名において、国家に提起することとなつた。第二次世界大戦から二十年後の一九六五年にポーランド司教団は政府に先駆けてドイツ司教団に「調停の書簡」を送つたが、このことはあとで政府から批難を受けることとなつた。しかし、それから五年後の一九七〇年にポーランド人民共和国政府とドイツ連邦共和国との間で平和条約が締結されたため、司教団は政府から感謝されるという皮肉な時勢の変転を経験したのである。そして、一九七六年の憲法改正のさいにポーランド司教団が、国民の名において意見を書簡を通じて政府に提出したことによつて教会は、国民に信教の自由を保障しただけでなく、民主主義的権利を守ることとなつた。

ポーランドにおいて社会主義政権が樹立されたが、教会は、一九五〇年にマルクス主義国家との協調体制 (MODUS VIVENDI) をとつた。⁽⁴⁾ この協調体制は法律的な政教条約の形態をとらなかつたが、この様な協調手段はひとつの模範となつた。何故なら教皇庁と東欧との間には、当時また関係が存在していなかつたが、ポーランドでは、相互的な協調体制がとられ、その関係が今日まで継続されてきたからである。一九五〇年の協調体制の補完として、一九五六年に政府と司教団による共同委員会は、共同の公報を出した。⁽⁵⁾ しかし、実際には教会は、国家からの国民への回答を期待しなかつたし、常に現実のポーランド状態を教会は理解していた。例えば、一九五六年、一九六八年、一九七六年、一九八〇年に起こつた労働者と学生による基本権の獲得をめづつた運動を一九八一年の軍による戒厳令の間も教会は支持してきた。そして、教会は、各民主化の経過を是認してきたため道徳的及び制度的に強化された。国家的観点から見れば、一九五二年の形式的な政教分離は、国家、法律及び社会活動を世俗化するはずであつたし、一九六一

年に国立の学校において、宗教教育が初めて禁止となったが、その結果として、教会で行なわれている宗教教育が、逆に青年達を教会と精神的に一体化させるという現象が生じた。しかし、今日では、誰も宗教教育を国立の学校において復活させることを考えてはいない。大学におけるひとつの世俗化現象は、一九五四年のワルシャワ大学とクラクフ大学の神学部⁽⁶⁾の廃止となって現われた。しかし、同時に国家は、カトリック神学の大学を国立大学として創立した。一九一八年に創立された唯一の私立大学であるルブリン・カトリック大学は、戦後においても国立大学と同様の権利を持っている。

ポーランドにおいて、将来を司祭として希望する学生のために教区の神学院が二十四箇所、修道会の神学院が二十二箇所⁽⁷⁾にわたって設置されている。新しく独立した大学の哲学部及び神学部は、従来の学部の制度に類似しており、教会が全責任を持っていて国立大学の哲学部及び神学部の不足を補完している。

三 キリスト教とマルクス主義との対話

マルクス・レーニン主義を信奉する社会主義国家の中で四十年間、存続してきたポーランドのカトリック教会は、現在においても社会的に高い地位を保ち、国民の宗教活動のみならず文化、社会、政治の活動と国民の価値観に対して多大な影響を与えている。キリスト教は、ポーランドのあらゆる歴史に絶えまなく密接に関わってきたし、国民と相互に密接な関係にあるカトリック教会は、年々重要な役割を果たしてきていることから、マルクス主義国家は、この現象を十分に認識して教会との対話を希望している。教会は、国民の共通善のために協力しているため共同体として、正式の承認(DEFURE)というよりも事実上の承認(DEFACTO)をマルクス主義国家から受けている。一九七四年にポーランド人民共和国政府は、教皇庁と形式的、相互的な交渉を開始した。この交渉は、ポーランド国家と教皇庁との関係及びポーランドのカトリック教会とポーランド人民共和国政府との関係を形成するはずであった。そ

して、教皇庁とポーランド人民共和国政府との対話は、まぎれもなく次の事を明らかにしていた。即ち、ポーランド国家は、ポーランド人民共和国におけるカトリック教会を国際法上の立場から公法人として承認し、そして、ポーランドにおける教会を法律上の地位に定着化させるために、ポーランド人民共和国の国家権力の最高諸機関と教会権力の集権的主体としての教皇庁との関係は条約の形に従って実施されるはずであるということである。しかし、ポーランドにおける公法人としてのカトリック教会の地位に対する承認と、ポーランド人民共和国民法典における宗教法人としての民法上の団体の規定は、今日まで様々な難局に直面してきているが、ただひとつ幸いな事は、最近になってマルクス主義国家と教会との対話に新しく積極的な要素が加わったことである。即ち、ポーランド人民共和国の国家権力の最高諸機関とポーランド司教団は、世界平和、ポーランド国民の共通善及び全てのポーランド人の統一への努力のために、共同活動を行なう必要性がある。この必要性の承認は疑いのないものである。ポーランド人民共和国における国民の大多数はカトリック教会に属しているため、ポーランドのカトリック教会が国民の活動に対して、創造的な役割を果たしている明白な事実がある。そのため共通善という範疇は、最近のポーランド史において重要な役割を果たしてきた。特にポーランドの国是に関する要求を考慮しなければならない場合にマルクス主義国家が、教会に援助を求めてきた事実についての説明は必要がない。教会の活動は、ポーランドの現実における独特な現象であることから、ひとつの結論が導き出される。即ち、教会は、国民の重要な問題について意見を政府に提起し、その問題の解決に努力する権利がある。そして、最近になってポーランド人民共和国において、ポーランドにおける教会の歴史的な役割と協調が、世界平和を促進することになるであろうと述べられているし、国民の道徳的な改革に対して国家及び教会の共同活動を具体化するために、公法人として教会を形式的に承認するばかりでなく、宗教上の団体を復活させ、独立的なカトリックの情報強化することが重要であるとしている。教会は、自らの強さを自覚しているため、国家との平等な権利と法律上の地位をもって国家権力の最高諸機関との対話を望んでいるし、自分達が活動して

いくための特権を望んではないが、自分達の役割を具体化するための必要な権利を望んではいる。国家と教会の協調は教会が国家に従属するという意味ではなく、この協調を形成し、継続していくために条約に促した契約が必要である。ポーランド人民共和国の政府と教皇庁との相互関係は、ポーランドにおける法人としての新しいカトリック教会の形態を形成する可能性がある。この新しい形態は、一方においてポーランド人民共和国憲法の原則と、他方において現代世界における教会と国家との関係について行なわれた第二バチカン公会議の「現代世界憲章」(第七六条)の決議とに一致するはずである。この「現代世界憲章」の第七六条とは、以下の事である。「政治共同体と教会との関係について、正しい見方を持つ事は特に多元的社会において重要である。またキリスト信者個人または団体が、キリスト教的良心に基づいて一市民として行なうことと、牧者と共に教会を代表して行なうことを明確に区別することは重要である。教会の任務と権限から考えて、教会と政治共同体とは決して混同されるべきでなく、教会はどのような政治体制にも拘束されてはならない。同時に、人間の超越性の印であり、またその保護者である。政治共同体と教会はそれぞれの分野において互いに独立しており、自律性を持っている。しかし、両者は、名目こそ違え、同じ人々の個人的、社会的召命に奉仕する。両者が時と所の状況を考慮して互いに健全に協力しあうならば、全ての人の益のために、この奉仕をよりよく実行できるであろう。事実、人間は現世的秩序だけに制約されているのではない。人間は現世的秩序だけに制約されているのではない。人間は現世的秩序の中に生きながら、自分の永遠の召命をそのまま保っている。教会はあがない主の愛の上に築かれて、国内と国際間に正義と愛がいつそう広く実行されることに寄与する。教会は福音の真理を説き、その教えとキリスト信者の証をもって人間活動の全分野を照らすことにより、国民の政治的自由と責任をも尊重し促進する。世の救い主キリストを人々に告げるために派遣された使者とその後継者、及びその協力者たちは、その使徒職の実践において、しばしば証人たちの弱さの中に福音の威力を示す神の力に依存する。神の言葉の奉仕に献身する者は皆、福音独自の方法と援助を用いるべきである。それは多くの場合、地上の国の

援助とは異なっている。確かに、地上の現実と、人間の条件においてこの世を超越する事柄とは、互いに密接に結ばれている。教会自身もその固有の使命が要求する場合、地上の現実を利用する。しかし、教会は国家権力が提供の特権を希望するものではない。むしろ正当な既得権の行使が教会の証の誠実さについて疑いを抱かせたり、新しい生活条件が別な規制を要求する時には、正当な既得権の行使を放棄するであろう。しかし、教会は常に、どこにおいても、真の自由を持って信仰を説き、社会に関する自分の教説を教え、人々の間において自分の任務を妨げなく実行する権利を持っている。なお人間の基本的権利を持っている。なお人間の基本的権利や靈魂の救いのために必要であれば、教会は福音及び、様々な時と条件に応じて全ての人の益にふさわしいあらゆる手段を、そして、そのみを用いて、政治的秩序に関する事柄においても倫理的判断を下すことができる。人間共同体の中に見い出される真・善・美のすべてを育て高めることを自分の務めとする教会は、忠実に福音に従い、世における自分の使命を履行しつつ、神の栄光のために人々の間に平和を固める」。この様な契約を法律上において成立させるためには、道徳的、政治的要素が必要である。詰り、両者からの行為意志とある程度までこの契約を成立させる努力が必要であり、この時点において国家と教会との対話が、最高組織的な立場で詰り、ポーランド司教団及び教皇庁とポーランド人民共和国政府との間で行なわれる。そして、国民からの援助を受けるためにはこの対話の内容が、「上層から末端まで」伝わらなければならないし、社会的な実践における平等権は、しばしば、憲法原則に反するため信者に有効なものとして役立つなければならない。もしそうなれば、社会主義国家は、マルクス主義的世界観から離れて、イデオロギー的に中立の立場を守らなければならないし、国民に対する計画は無神化を断念しなければならぬであろう。その事によって、国家とポーランドのカトリック社会との間に真剣な対話の関係が生じてくると筆者には思えてならないのである。

註

(一) Dziennik Ustaw/Gesetzblatt/, 1949, Nr. 45, Pos. 334.

- (2) Dziennik Ustaw 1969, Nr. 13, Pos. 94; J. Sliwowski, Prawo karne/Strafrecht/, S. 422-429.
- (3) OSNPPC-Orzecznictwo Sadu Najwyższego, Izba Cywilna i Izba Pracy/Rechtsprechung des Obersten Gerichtshofs, Zivil- und Arbeitskammer: MN-Monitor Polski/Amtsblatt/; S. Lamlich, Die Rechtsstellung der Religionsgemeinschaften in der Volksrepublik Polen, in: Jahrbuch für Ostrecht 2/1971/, S. 177-188.
- (4) Den Text des Abkommens vom 14. April 1950 zwischen Staat und Kirche vgl. in: J. F. Godlewski, Kościół Rzymskokatolicki w Polsce wobec sekularyzacji życia publicznego/Die römisch-katholische Kirche in Polen in ihrer Stellung zur Säkularisierung des öffentlichen Lebens/S. 95-97.
- (5) Den Text des Communiqués vgl. in J. F. Godlewski, Kościół Rzymskokatolicki w Polsce wobec sekularyzacji życia publicznego, S. 190-191.
- (6) Dziennik Ustaw 1961, Nr. 53, Pos. 295; Dziennik Ustaw 1973, Nr. 32, Pos. 191; Dziennik Ustaw 1938, Nr. 27, Pos. 242.

4 種

- Konstytucja Polskiej Rzeczypospolitej Ludowej/Die Verfassung der Volksrepublik Polen vom 22. 07. 1952 in der Fassung vom 16. 02. 1976, Dziennik Ustaw/Gesetzblatt/1976, Nr. 7, Pos. 36.
- Kodeks karny/Strafkodeks/, Gesetz vom 19. 04. 1969, Dziennik Ustaw 1969, Nr. 13, Pos. 96.
- Kodeks cywilny oraz przepisy wprowadzające/Zivilkodeks und Einführungsgesetz/, Gesetz vom 23. 04. 1964, Dziennik Ustaw 1964, Nr. 16, Pos. 93.
- Dekret z 9. 02. 1953 o obsadzeniu duchownych stanowisk kościelnych/Das Besetzen der kirchlichen Ämter, Dekret vom 9. 02. 1953/, Dziennik Ustaw 1953, Nr. 10, Pos. 32.
- Dekret z 31. 12. 1956 o organizowaniu i obsadzeniu stanowisk kościelnych/Organisation und Besetzung der kirchlichen Ämter, Dekret vom 31. 12. 1956/, Dziennik Ustaw, Nr. 1, Pos. 6.
- Ustawa z dnia 23. 06. 1971 o przejściu na osoby prawne Kościoła Rzymskokatolickiego oraz innych kościołów i związków wyznaniowych niektórych nieruchomości położonych na ziemiach zachodnich i północnych/Die

- Eigentumsübergabe mancher Immobilien in West- und Nordgebieten an die juristischen Personen der römischkatholischen Kirche und anderer Kirchen und Religionsgemeinschaften, Gesetz vom 23.06.1971/, Dziennik Ustaw 1971, Nr. 16, Pos. 156.
- Sobór Watykański II, Konstytucje, Dekrety, Deklacje/Konstitutionen, Dekrete und Erklärungen des Zweiten Vaticanums/, Poznan 1968.
- S. BednarSKI, Prawa i wolności obywatelskie w PRL/Bürgerrechte und-freiheiten in der VRP/, Warszawa 1978.
- J. Czerwiński, Etyka marksistowska a etyka katolicka/Marxistische und katholische Ethik/, in: Ideologia i Polityka 2/1972/, S. 61-69.
- J. Czewiński, Marksistowska a katolicka koncepcja moralności/Marxistische und katholische Moralauffassung /, Warszawa 1977
- B. Dobkowski, Konstytucyjne prawa i obowiązki obywateli PRL/Verfassungsrechte und -pflichten der Bürger der VRP/, Warszawa 1979.
- J. F. Godlewski, Kościół Rzymskokatolicki w Polsce wobec sekularyzacji życia publicznego/Die Stellung der römischkatholischen Kirche in Polen zur Säkularisierung des öffentlichen Lebens/, Warszawa 1978.
- J. F. Godlewski, Obywatel a religia/Bürger und Religion/, Warszawa 1977.
- E. Grześlak, Wolność sumienia i wyznania/Gewissens- und Religionsfreiheit/, Warszawa 1966.
- E. Grześlak, Z problematyki rozdziału Kościoła od państwa/Von der Problematik der Trennung von Staat und Kirche/, Warszawa 1980.
- E. Grześlak, Z problematyki stosunku Kościoła do państwa/Von der Problematik des Verhältnisses von Staat und Kirche/, Warszawa 1973.
- S. Lammich, Die Rechtsstellung der Religionsgemeinschaften in der Volksrepublik Polen, in: Jahrbuch für Ostrecht 2/1971/, S. 177-188.
- W. Mysiek, Polityka wyznaniowa Polski Ludowej/Die Staatskirchenpolitik der Volksrepublik Polen/, Warszawa

1972.

W. Mysiek, *Socjalizm i katolicyzm/Socialismus und Katholizismus/*, Warszawa 1978.

W. Mysiek, M. Staszewski, *Polityka wyznaniowa/Staatskirchenpolitik/*, Warszawa 1975.

J. Sliwowski, *Prawo karne/Strafrecht/*, 2. Aufl., Warszawa 1979.